

国の研究開発評価に関する大綱的指針(案)に対して寄せられた意見(原文)

意見No	頁・行	所属	寄せられた意見
1	題名	大学等	<p>タイトルは「国の研究評価に関する大綱的指針」とすべきである。</p> <p>この指針は、日本における学術的活動全体に及ぶものを意図している。従って、学術研究の中で周縁的に位置づけられる研究活動にのみ妥当する「研究開発」という用語を用いることは適切ではない。一方、企業と係わりのある研究活動の評価に適用する指針であるかのような外見をとって、注意と批判をそらす意図すら感じられる。</p> <p>なお、このタイトルは、日本の学術活動全体を企業の研究開発活動の視野からしか考えようとしない最近の学術政策の姿勢を象徴するものとも見れる。</p>
2	はじめに	大学等	<p>評価実施主体として大学（国公私立を含む）を含めるべきではない。</p> <p>大学には大学の活動に適した評価法を独自に考えるべきで、それに制約を与えるような上位指針を置くことは好ましくない。しかも、応用研究を主に念頭においた上位指針は特に好ましくない。</p>
3	はじめに (注)	その他	<p>独立行政法人評価委員会も評価実施主体として明確に位置付けるべき。独立行政法人研究機関の業務の実績に関する評価は、独立行政法人評価委員会において行うこととされているが、これには当然研究開発の実績に関する評価が含まれると考えられる。本大綱的指針の案の「第3章 3. 研究開発機関等の評価」においても、独立行政法人評価委員会の役割について記述している。</p>
4	はじめに	大学等	<p>本指針案の示す評価手法は、既に行なわれていることを繰り返したただけのものであって、大学・研究機関がもつ新世紀に相応しい価値に光をあて、これを国民にアピールしようとするような前向きな要素をもっていない。国民は、目先の技術開発ばかりに邁進したり、まして論文や特許や報告書をより多く作り出す機関を望んでいるのではない。営利を離れて成り立つ、次世代までを見据えた、人類にとって真に有益な研究を進めることのできる学術研究機関こそが期待されているのである。今あらためて評価の指針を打ち出すのであれば、企業的な短期目標達成型・効率追求型の研究とは質や価値観の違う、真に先駆的な、学術機関らしい研究を奨励するような、新しい理念に基づくべきである。</p>
5	はじめに 第1章	大学等	<p>人類のための知の発信地である大学などを国の利益に従属させようとする意図が見え隠れする。国際協力や国際貢献を主張するなら、研究成果を国の発展とか、国の姿に結びつけるべきではなく、人類の発展や福利に結びつけるべきである。</p> <p>国民への説明責任については、研究が長期的なものであり、日の当たらない研究を継続した結果、国民や人類の危機に対応できることがあることを周知すべきであり、同時に人類への説明責任でもなければならない。長期的展望や人類的視点を欠いた意見に振り回された場</p>

			<p>合、研究はかえって非効率になる。</p> <p>多様な分野の研究が存在することそれ自体が価値である。従って、多様な分野に研究の継続に必要な研究費を配分した後で、競争的予算配分を追加的に行うべきである。さもなければ、目先の特定に立場の人々の利益を生む研究のみが生き残り、将来的に必要なかもしれない、あるいは、現在権力を持っているひとにとって不利益になる研究が淘汰され、結果的に、国民と人類にとってマイナスとなる危険性がある。</p>
6	第1章 1. 評価の意義	大学等	<p>問題は、評価結果を一面的なものとし、資源配分等に反映させようとする発想である。もともと価値とは、見る人・立場によって異なる、そういうものである。これを測ろうとすれば、どうしても偏狭な尺度を持ち込むことになる。だから、如何に公正のためのルールを作ろうとも、特定の者から成る機関・集団が評価を実施する限り、それはある狭い一つの見方にしか過ぎない。結果を特にいい評価を受けた機関への特別報償的に使うだけならいいが、本指針案は、評価結果を全機関おしなべての資源配分に活かすことを指向している。これでは、その偏狭な尺度が各機関固有の理念や価値観までも支配してしまい、多様な視点が求められる21世紀の研究機関を育むことの放棄につながる。また、このような特定のフィルターを通した結果を公表しても、国民に対する説明責任を果たすことには全くなならない。</p>
7	第1章 3. 評価実施主体、評価者等の責務	研究機関 (大学等以外)	<p>他の人の研究を評価するためには、他の人の研究や論文を客観的かつ批判的に見ていく姿勢がなくてはならないと思います。しかし、日本ではなかなか他の人、特に目上の人や学会の有力者に批判的な意見を述べるのが難しい、という風土があるような気がします。これは理系・文系を問わず同じであると言わざるを得ません(そのため、発掘結果のねつ造も可能だったわけです)。これを打破するには、時間はかかるけれど教育を通じて訓練していくしかないのではないのでしょうか? 幸い、私が出た研究室は先生がそういう方針でしたので問題ありませんでしたが、教授の頭が固いと難しいのかもしれませんが。</p>
8	第1章 3. 評価実施主体、評価者等の責務	研究機関 (大学等以外)	<p>日本人が欧米人と比べて、評価能力に劣るという事はないが、一般的に、平均的な日本人は評価をする事に慣れていない。これは、教育システムの中で、他人を評価するチャンスが無かったことが主な原因であると思われる。日本の社会の中で、サイエンスの現場(研究室)だけが、客観的な評価をできるシステムを内在することは、不可能である。社会全体が、いろいろなレベルでの評価に慣れる必要がある。この点、裁判が民主的に選出された陪審員の判断に従うというルールを受け入れている米国は、「他人を評価する事」の社会基盤、社会的意義が定着している。米国の科学界は単純にその社会のルールに従っているに過ぎないという見方も可能である。</p> <p>まとめると、今後の日本では大学教育、大学院教育、または卒後教育を通して教育システムのなかで、評価システムを定着させることが、最重要課題であるようです。</p>
9	第2章 3. 評価者の選任等	その他	<p>「外部評価」、「第三者評価」、「民間等への委託による評価」の相違、得失が不明確であり、どのような場合にどのような形態の評価を行うべきと考えられるのか明確化すべき。「第三者評価」も外部評価の一形態と考えられるが、大綱でいう「外部評価」との違いが不明確。「当</p>

			該研究開発を実施・推進する主体から独立して実施する」のが「第三者評価」と読めるが、その場合の評価の実施主体は誰になるのか。「独立して実施する」というのはどのような形態をいうのか。「第三者評価」と「民間等への委託による評価」の相違がどこにあり、どのような使い分けが想定されているのか、この大綱の文面のみでは理解しがたいと考えられる。
1 0	第2章 3．評価者の選任等	大学等	「選任のプロセスを開示するとともに、メンバーについての信任を問う手続き段階を設ける。」を追加すべきである。
1 1	第2章 3．評価者の選任等	大学等	「一般国民の視点・感覚と乖離するようことのないように十分配慮する。特に、生産者と消費者、著名人と一般市民等の、相対する立場について、偏ることのないよう厳重に注意する。」を追加すべきである。
1 2	第2章 5．評価方法	大学等	社会・経済のニーズに基づく評価は、実用化に近い研究課題に限定するべきである。ニーズの内容が正しければいいが、今の一般企業をみていると、ニーズとして示された内容そのものに科学的根拠がないということが起こりうる可能性がある。
1 3	第2章 5．評価方法 (2)	研究機関 (大学等 以外)	多様な評価が大切。研究者や論文の評価に、ISI社のTimes cited(citation index)をもっと重視した方がいい。Impact factorは雑誌にacceptされた時の評価で一時的である。真の評価はその後、どれだけ評価されたかはTimes citedの累積回数に反映される。研究者の累積Times citedがその研究者の一生の評価になるとの考えもある。
1 4	第2章 5．評価方法 (2)	大学等	論文の被引用数による評価は、分野をかなり細かく分けて行うという前提を盛り込まないと評価基準として適切ではなくなってしまう。流行の分野をやっている研究者が有利になる傾向がある。
1 5	第2章 5．評価方法	研究機関 (大学等 以外)	研究者の自由な発想から生まれる研究の中からこそ、新しい優れた成果が生じるものであり、そうした研究を適正に評価する方法について、重点を置いていただきたい。また、研究評価に伴う負担が過重とならないように、特段の配慮を加えていただきたい。
1 6	第2章 5．評価方法 (4)、(5)	研究機関 (大学等 以外)	(4)柔軟な評価方法の設定や(5)評価に伴う過重な負担の回避についての視点をもっと強調するべきだと思います。
1 7	第2章 6．評価結果の取扱い	研究機関 (大学等 以外)	評価結果が実際に後の研究活動に反映されなければ、意味がないと思います。本指針案にも資源配分等への適切な反映を指示しているが、従来からも同じことが言われていました。にも拘わらず適切な反映はあまりされていなかったのが実態であると思います。これまでも中間評価においては、被評価者及び資源配分、研究管理担当者も十分評価結果を認識し、反映されていたが、最終評価においては、評価し放しで、評価結果が活用されることはあまりなかったと思います。優れた研究成果を上げ、良い最終評価結果を得ても、その継続的研究課題を別の研究開発性に提案しても、採択時の審査において、研究論文は考慮されても評価結果は勘案されてこなかったと思います。そのため研究の継続ができなくなったという声を多く聞きました。研究評価は研究成果を評価し、その評価結果が次の研究課題の採択に繋が

			<p>って、さらに研究が発展する循環全体を含まなければ意味がないにも拘わらず、事後評価にばかり重点が置かれ、採択の際の審査については、本大綱的指針ではあたかも守備範囲外であるという立場であるかのように、適切に反映と言うに留まっており、不十分であると思います。研究評価に関する大綱的指針ならば、評価の関与するところは全て網羅するべきです。また、良い研究をさらに伸ばすという基本的な配慮にも、枕詞だけで、積極性も具体性も欠けていると感じます。「第2章4．評価時期で切れ目なく研究が継続できるように配慮すべきこと」、「5．エフォート制度の導入」を採択時の手続きに加えたことは、一定の前進があったと評価できます。真に研究の発展の循環を促進するためには、エフォート制度に並べて採択時の配慮あるいは評価結果の取扱いにおいて、研究提案者の少なくとも過去3ないしは5年間の全ての評価結果を、採択時の審査項目として記載を義務づけ、その評価結果を採択の審査に際して尊重する旨を大綱的指針に追加するべきだと考えます。</p>
18	第2章 6．評価結果の取扱い (1)	大学等	<p>評価を資源配分に過度に反映させることは好ましくない。 研究活動の数値的評価尺度ですら多数あり、順位は尺度の重みづけに依存する。従って、個々の尺度が客観的であっても、資源配分に評価を利用するときには、尺度間の重みづけが必要となるが、どの重みづけが適切かの判断は主観的なものである。従って、評価と資源配分とを過度にリンクさせるときには、学術活動の内容ではなくロビー活動が資金の額を決めるようになり、国の根本的研究レベルが（応用分野ですら）低下することは避けられない。 さらに、数値的評価尺度が学術的重要性を十分表現できない多くの学術分野では、「評価にもとづく資源配分」の大半が「コネによる配分」に退化する危険性は高い。</p>
19	2章 6．評価方法の取扱い	研究機関 (大学等以外)	<p>評価内容等の被評価者への開示で、「評価者と被評価者の間で意見交換・・・」のところで、両者で評価に対してこじれる場合もあるので、第三者による調停の場も作ることを考慮すべきだと思います。</p>
20	第2章 6．評価結果の取扱い	大学等	<p>評価に対して反論する機会を研究者に与えるべきである。</p>
21	第2章 6．評価結果の取扱い	産業界	<p>文章としてはこのとおりだと思いますが、以下の点にご留意ください。 国民としての関心は、専門的な説明よりも国費を投入してどのような成果に結びついたのかであると思います。特に、産業競争力の強化という観点から「ある程度産業化を意識したプロジェクト」が直接的ないし間接的にどのような新規市場につながったのかを事後評価し（典型的なグッドイグザンプルに対してのみでよいと思います）これを公表することが国民に対する分かりやすい説明になるのではないのでしょうか。</p>
22	第2章 7．評価実施体制の充実	大学等	<p>「目利き」が育成できるかのように書いてあるが、「目利き」かどうかがわかるのは数十年後ではないのだろうか。「目利き」が育成できる、という考え自身、学問に関する不見識を証明するもので、これを学術活動に関する国の公文書に残すのは日本の恥と言えるだろう。</p>
23	第3章	大学等	<p>経常的研究費を充実させ、競争的研究費についても事前評価を基盤とし、厳正な事後評価</p>

	2 . 研究開発 課題の評価		<p>は巨費を費やす国家プロジェクトだけを対象とすべきである。</p> <p>適切な評価にはピアレビューが不可欠だが、各分野で適切に評価できる研究者は限られているであろう。p10、p15 に「効果的・効率的な評価を行うなどの工夫や配慮を行う」とあるが、いかに工夫をしても、数十万人の研究者の活動を事後評価すればアクティブな研究者の多くが評価活動に忙殺され、日本の研究機能は著しく低下するだろう。それだけでなく多額の予算と人員が評価活動に費やされ、研究費と研究補助の人員が減少する主客転倒が起こる。</p> <p>それを避けるために、経常的研究費を充実させ、競争的研究費も事前評価システムを公平なものとするに力を入れるべきである。膨大なエネルギーを要する徹底した事後評価は、巨額の予算を投入する国家プロジェクトだけを対象とすべきである。</p>
2 4	第3章 3 . 研究開発 機関等の評価	大学等	<p>機関評価では、構成員の幸福度や健康度などの評価項目に加えるべきだ。</p> <p>ここで示された指針による「評価」は、研究者の生活全体を不安定化させる方向にしか機能しないように感じられる。このままでは、日本の研究職全体が<労働市場>で魅力を失い、日本社会の研究セクタ - の深刻な実力低下を避けられないのではないか。</p> <p>創造的研究は喜びとは不可分であることはよく知られている。喜びのない研究機関で創造的研究が行われるとは到底思えない。この指針案に従う評価が、研究の現場から喜びを駆逐することだけは確実であり、日本から創造的研究をなくすことが危惧される。</p>
2 5	第3章 3 . 研究開発 機関等	大学等	<p>先ずやるべきことは、各機関で行なわれている研究活動の理念と方向性の個性を国民に示し、かつ研究費の使途を完全に公表して、一般市民から直接に批判と評価を受けることであろう。そして、特に大学については、行なわれている研究が、学生の教育に対してどのような良い効果を生んでいるかを卒業生の目から評価・判断してもらい、これをフィードバックすることも必要であろう。本指針案には、このような最も大事な視点が欠落している。</p>
2 6	第3章 4 . 研究者等 の業績の評価	大学等	<p>研究評価によって教育面での機能低下をもたらすことは、実はほとんどないのではないか。</p> <p>以前の大学評価の指針でも研究偏重が指摘されていたが、なぜそんな話になったのかが謎である。理系に限っていえば、学生・院生とともに研究することで、研究・開発の方法を同時に教育しているのが現状である。学生の立場からすれば、積極的に研究・開発の成果を出している教員からは、たとえ懇切丁寧な指導がなかったとしても、盗んででも身につけるノウハウがあるので、教育的な面がそう低下することはない。教育面での機能低下は、研究成果を出せない教員が主に引き起こしているという肝心なことをなぜ誰も指摘しないのか。まずは、安心して研究評価をやってほしい。教育の充実を加点項目にするのはその後で十分だと考える。</p>
2 7	第3章 4 . 研究者等 の業績の評価	大学等	<p>現状の大学では、評価を厳正に行っても人材配分への反映はほとんど行われていないのが現状である。大学の自治の名の下に、全く研究をしない人材がクビにもならずいつまでもポストを占めている。正しく評価を行って研究費の重点配分をすると研究が活性化するという考えに基づいて評価指針を出しておられるようだが、一番必要なのは、研究レベルを引き下げることに貢献している論文を書かない・仕事の結果を出さない人材をきっちりやめさせ</p>

			<p>ることである。その後、研究者を入れ替えて全体の平均レベルを上げたならば、厳正な評価と研究費の重点配分が活きてくるはずである。</p> <p>この指針案では、まともな人事をしない大学に対してどうペナルティを与えるかという方向性がはっきりしない。それを決めない限り、人材の資源配分に評価結果を反映するというのは不可能だと考える。</p> <p>もうすこし踏み込んで、評価の結果を人事に反映させる仕組みをつくる点まで指針を出していただきたい。そうでなければ評価に手間をとられただけで、何も改善しないで終わってしまうのではないだろうか。</p> <p>学生の教育や研究の足を引っ張っているという理由での分限処分はほとんど行われていないし、聞いたこともない。一方、5年以上論文を出さない大学の研究者が5人に1人の割合でいるという調査結果があるとのことだ。このことから考えるに、残念ながら今の大学には、自浄能力もなく、自治を行う当事者能力が欠如していると結論せざるを得ない。過去に行われた外部評価の結果、本質的な部分は何も変わらなかった。学内からの改革には期待できそうにないので、このような指針が出る機会に、何とかよりよい方向に持っていってもらえることを望む。</p>
28	指針全体	大学等	<p>意見募集期間を延長すべきである。</p> <p>この期間は例年、大学教員の大多数は科学研究費申請の準備・新学期の開始等で忙殺されるのに加え、今年は、国立大学の独立行政法人化のための調査検討会議の中間報告への意見募集期間に重なる。指針案を検討し意見をまとめる時間がとれない人が多いに違いない。実験系の研究者は多数の申請の準備に追われ、コメントのための時間がないことが推測され、意見提出者が偏る怖れがある。</p>